

令和3年度

門真市資金不足比率審査意見書

門真市監査委員



門行監第37号
令和4年8月8日

門真市長 宮本 一孝 様

門真市監査委員
(公印省略)

令和3年度門真市資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、審査に付された水道事業会計及び公共下水道事業会計の令和3年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

目 次

令和3年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

I. 審査の対象	1
II. 審査の着眼点	1
III. 審査の実施内容	1
IV. 審査の実施場所及び日程	1
V. 審査の結果及び意見	1
VI. 是正改善を要する事項	2

令和3年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

I. 審査の対象

水道事業会計及び公共下水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した資料

II. 審査の着眼点

審査にあたっては、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した資料が、関係法令等に従い適正に作成されているかどうかを確認し実施した。

III. 審査の実施内容

資金不足比率審査は、門真市監査基準（令和2年4月1日施行）に基づき実施した。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により提出された、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した資料等により照合し、その他必要に応じ関係職員の説明を求める等慎重に審査を行った。

IV. 審査の実施場所及び日程

実施場所 門真市役所 別館3階 第3会議室

審査日 令和4年8月8日（月）

V. 審査の結果及び意見

審査に付された、令和3年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した資料は、関係法令等に従い、いずれも適正に作成されていると認められた。

なお、各会計の資金不足比率の経営健全化基準及び過年度との比較については、次表のとおりである。

（単位：％）

会計名	令和3年度	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.00
公共下水道事業会計	—	—	—	

※資金不足額がないため、「—」で表記している。

・水道事業会計について

資金不足比率は、資金剰余額が 33 億 1,703 万 3 千円（前年度 37 億 6,113 万 1 千円）計上されていることから、生じていない。

・公共下水道事業特別会計について

資金不足比率は、資金剰余額が 4 億 8,507 万円（前年度 1 億 9,059 万 8 千円）計上されていることから、生じていない。

VI. 是正改善を要する事項

①水道事業会計について

水道事業において、決算審査意見書に記載した財務の短期流動性を表示する流動比率は、471.69%（前年度 508.96%）となっている。

流動比率からも資金状態は良好であることが認められることから、是正改善を要する事項はない。

②公共下水道事業会計について

公共下水道事業においては、決算審査意見書に記載した財務の短期流動性を表示する流動比率は、22.40%（前年度 18.37%）となっている。

資金不足比率は、前述のとおりとなっているが、企業の短期支払能力を示す流動比率は経営上 100%以上が望まれ、流動性を確保するには 200%以上が理想とされており、その数値は高いほどよいとされていることから、支払能力向上に向け、引き続き経営改善に取り組むことを要望する。